

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和3年 3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第131号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則等の一部を改正する規則

(京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則及び京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「健康長寿のまち・京都推進担当局長」を「保健福祉局医療衛生担当局長」に改める。

(1) 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則第25条

(2) 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則第16条
(京都市衛生環境研究所事務分掌規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長」を「保健福祉局医療衛生担当局長」に改める。

(1) 京都市衛生環境研究所事務分掌規則第6条

(2) 京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則第9条

(3) 京都市深草墓園条例施行規則第18条

(4) 京都市市営墓地条例施行規則第18条

(5) 地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営，財務及び会計並びに人事管理に関する規則第22条

(6) 京都市動物愛護センター規則第6条

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)